検査業務関係

独立行政法人自動車技術総合機構　中部検査部

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology, Japan

自動車検査の法定手数料変更のお知らせ

令和３年１０月１日より

よくあるご質問

Q. 電子的な検査の対象車両ではありません。なぜ手数料を払う必要があるのですか。

A. 先進安全装置の機能維持は、事故低減効果によりクルマ社会全体の安全性向上に資するため、既存の手数料同様に、電子的な検査対象車両でなくても負担をいただくこととしております。また、リコール情報の提供等、自動車を安全にお使いいただくためのサービスも提供していきます。

Q. 自動車技術総合機構に持ち込まない指定整備工場（民間車検）や軽自動車検査協会で受検する車両について、なぜ技術情報管理手数料を払う必要があるのですか。

A. 自動車メーカーが提供する故障診断に必要な情報の管理、指定整備工場や軽自動車検査協会が利用する情報システムの運用を、自動車技術総合機構が行うためです。

お問い合わせは、お近くの自動車技術総合機構又は運輸支局等まで

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology, Japan

令和３年１０月１日以降の手数料額　新旧表

継続検査		納付先・金額（現行）			納付先・金額（令和3年10月1日以降）		
手続きの種類		国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額
持込検査	普通自動車	400 円	1,400 円	1,800 円	変更なし	1,800 円	2,200 円
	小型自動車		1,300 円	1,700 円		1,700 円	2,100 円
	小型自動車（二輪）		1,300 円	1,700 円		変更なし	
	大型特殊自動車		1,400 円	1,800 円		変更なし	
	軽自動車	1,400 円	－	1,400 円		400 円	1,800 円
指定整備	普通自動車	1,200 円 (oss)1,000円	－	1,200 円 (oss)1,000円	変更なし	400 円	1,600 円 (oss)1,400円
	小型自動車		－				
	小型自動車（二輪）	1,100 円	－	1,100 円		変更なし	
	大型特殊自動車	1,200 円 (oss)1,000円	－	1,200 円 (oss)1,000円		変更なし	
	軽自動車	1,100 円	－	1,100 円		400 円	1,500 円

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology, Japan

令和３年１０月１日以降の手数料額　新旧表

新規検査		納付先・金額（現行）			納付先・金額（令和3年10月1日以降）		
手続きの種類		国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額
持込検査	普通自動車	400 円	1,700 円	2,100 円	変更なし	2,100 円	2,500 円
	小型自動車		1,600 円	2,000 円		2,000 円	2,400 円
	小型自動車（二輪）		1,600 円	2,000 円		変更なし	
	大型特殊自動車		1,700 円	2,100 円		変更なし	
	軽自動車	1,400 円	－	1,400 円		400 円	1,800 円
完成検査終了証の提出	普通自動車	1,200 円 (oss)1,000円	－	1,200 円 (oss)1,000円	変更なし	400 円	1,600 円 (oss)1,400円
	小型自動車		－				
	小型自動車（二輪）	1,100 円	－	1,100 円		変更なし	
	大型特殊自動車	1,200 円 (oss)1,000円	－	1,200 円 (oss)1,000円		変更なし	
	軽自動車	1,100 円	－	1,100 円		400 円	1,500 円

この表にない手続き（継続検査や新規検査で限定自動車検査証、保安基準適合証等の提出があるもの、予備検査、構造等変更検査）についての手数料額の詳細は、窓口にお問い合わせください。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology, Japan

技術情報管理手数料の納付方法について

2．軽自動車

①　OSS申請の場合

現行の検査手数料と同様、オンライン決済※3によりお支払いください。

※3　現行の検査手数料と技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。

②　OSS以外による申請（持込検査、指定整備等の窓口申請の場合）

現行の検査手数料と同様、窓口において現金※4でお支払いください。

※4　現行の検査手数料と技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology, Japan

技術情報管理手数料の納付方法について

1．登録車

① OSS申請の場合

現行の検査登録手数料と同様、オンライン決済※1によりお支払いください。

※1　検査登録手数料の納付が確認されると、自動的に技術情報管理手数料の納付画面へ遷移します。

② OSS申請以外の場合（持込検査、指定整備等の窓口申請の場合）

窓口において自動車審査証紙※2によりお支払いください。

※2　持込検査の窓口申請については、既存の手数料に加え、技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。なお、新たに400円、1,700円及び1,800円の自動車審査証紙を発行することを予定しています。

100円　300円　400円（新規発行）　1300円　1400円　1700円　1800円（新規発行）

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology, Japan

令和2年度の不当要求行為は71件発生
～検査職員に対する暴力行為は2件発生～

令和3年7月6日プレスリリース

1，全国の検査場における不当要求行為の総件数：71件

2. 受検者別内訳

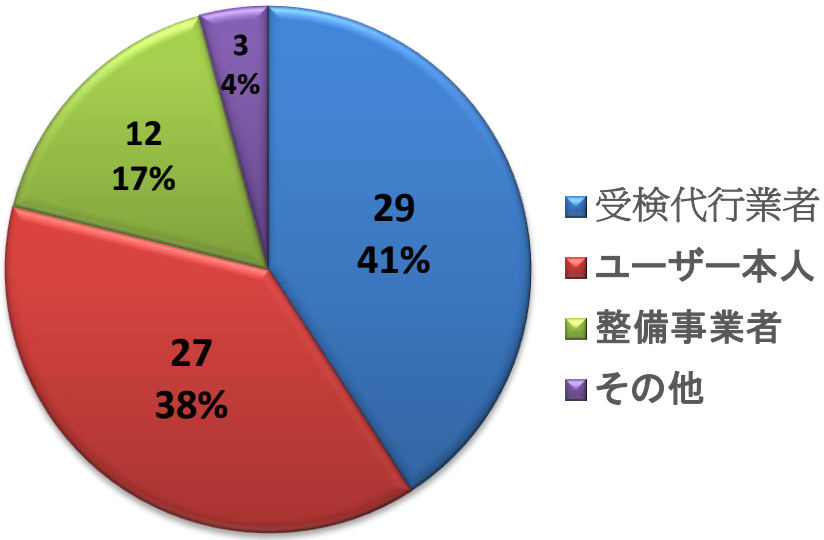

3. 内容別内訳

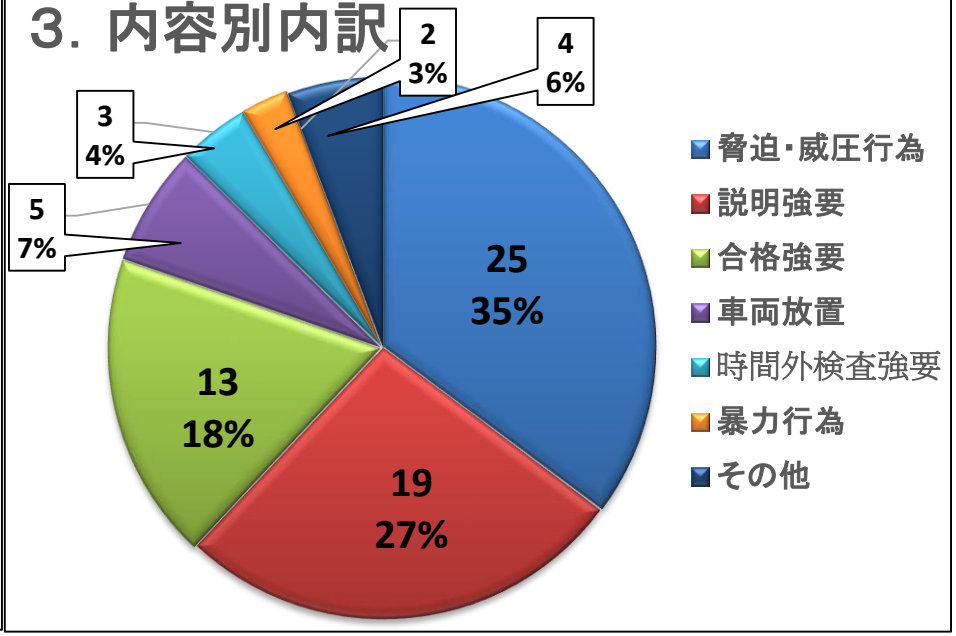

4. 警察出動事案：16件

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology, Japan

令和2年度の中部検査部管内における不当要求行為発生状況

1．中部検査部管内における不当要求行為の総件数：12件（令和2年度）
2，受検者別内訳
　受検代行業者：7件、ユーザー本人：2件、整備事業者：2件、不明：1件
3，内容別内訳
　説明強要：3件、合格強要：1件、威圧行為：4件、時間外検査強要：1件
　暴力行為：2件、車両放置：1件
4．警察出動事案：6件
　受検代行業者：4件、ユーザー本人：2件

～暴力行為事案～
　令和2年6月29日、三重事務所にて、受検者が検査の順番待ちの際、駐車禁止スペースに車を止めたため、検査職員が注意したところ、当該受検者は検査職員の肩を突き飛ばして転倒させ、蹴った。その後、当該受検者は公務執行妨害の疑いで現行犯逮捕された。

暴力行為に対しては、警察に被害届出を出すなど毅然とした対応を実施します！

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology, Japan

座席ベルト非装着時警報装置の適用が拡大されました

◆装備義務が拡大される自動車

保安基準適用年月日が令和2年9月1日以降の乗用自動車及び貨物自動車（派生した特種用途自動車を含む。）であって、次に掲げるもの

◇運転者席及びこれと並列の座席が装備義務となる自動車

- ●乗車定員10人以上の乗用自動車
- ●車両総重量3．5tを超える貨物自動車

◇すべての座席が装備義務となる自動車

- ●乗車定員9人以下の乗用自動車
- ●車両総重量3．5t以下の貨物自動車

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology, Japan

二輪自動車等の前照灯審査について、すれ違い用前照灯の審査方法を規定しました

令和元年10月1日より、二輪自動車及び側車付二輪自動車（次の①及び②に掲げるものに限る。）にあっては、前照灯試験機による審査方法を、すれ違い用前照灯による審査方法へ変更しました。

① 平成27年6月以降に製作された、UNR98、UNR112又はUNR113に適合する自動車

② 令和2年10月1日以降に製作された自動車

ただし、すれ違い用前照灯による審査方法のための設備・体制整備が整うまでの間、現在使用している走行用前照灯試験機により審査を行うことができます。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology, Japan

◆すれ違い用前照灯の審査基準　【概要】

（1）次図に掲げる範囲にカットオフライン又はエルボー点があること。

（2）光度測定点における光度が3,200cd以上あること。

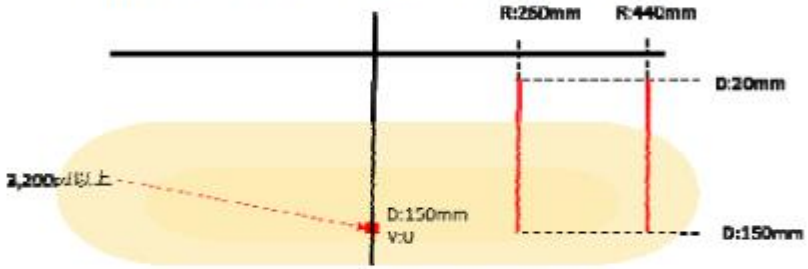

水平カットオフラインを有するもの

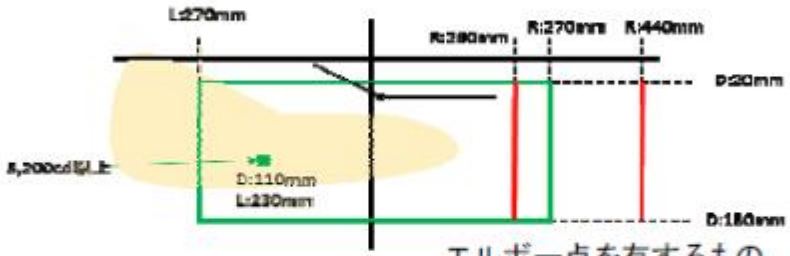

エルボー点を有するもの

◆ただし、設備・体制整備が整うまでの間は

（1）現在行っている走行用前照灯による審査方法でも可能です。

（2）現在使用している前照灯試験機により計測可能な範囲にて審査を行い、次の①及び②に適合するものは「すれ違い用前照灯の審査基準」に適合するものとします。※当該審査を希望する場合は必ず検査官に申し出てください。

①すれ違い用前照灯のカットオフラインが前照灯の照明部中心面の水平面以下であること。

②すれ違い用前照灯の最高光度点の光度が5,000cd以上であること又は走行用前照灯の最高光度点の光度が15,000cd以上であること。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology, Japan

すれ違い用前照灯（ロービーム）の計測手法について

◆計測手法及び計測困難な自動車を次のとおりとします。

（1） すれ違い用前照灯の計測において、必ず右側及び左側の両方を計測します。

（2）（1）による計測の結果、照射光線が他の交通を妨げないものとして、次の①又は②に該当するものに限り「計測困難な自動車」とみなして走行用前照灯を計測することができます。

（注：すれ違い用前照灯の全てが次に該当しない場合は、走行用前照灯の計測は行いません。）

① エルボー点の位置（図中「○」）又はすれ違い用前照灯の照明部の中心より右方1.50°（260mm）及び右方2.50°（440mm）の鉛直線とカットオフラインが交わる２つの位置（新ロジックの計測位置：図中「○」）が当該照明部の中心を含む水平面より下方にあるもの。

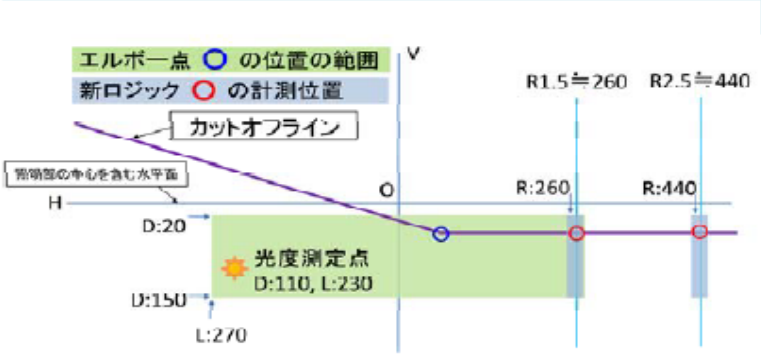

② 配光の最も明るい位置が照明部の中心を含む水平面より下方にあるもの。（試験機が測定したカットオフラインではエルボー点を判断できない場合。）

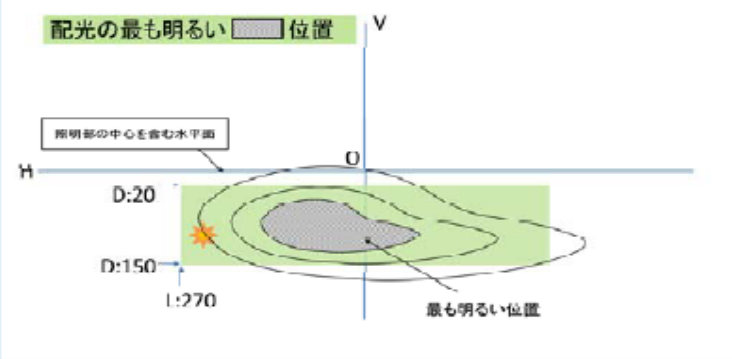

◆対象自動車

平成10年9月１日以降に製作された自動車（トレーラ、二輪車、側車付二輪車、大型特殊車を除く。）

※対象自動車は、すれ違い用前照灯の適切な調整にご協力願います。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology, Japan

検査コースにおける前照灯試験機を用いた審査フロー

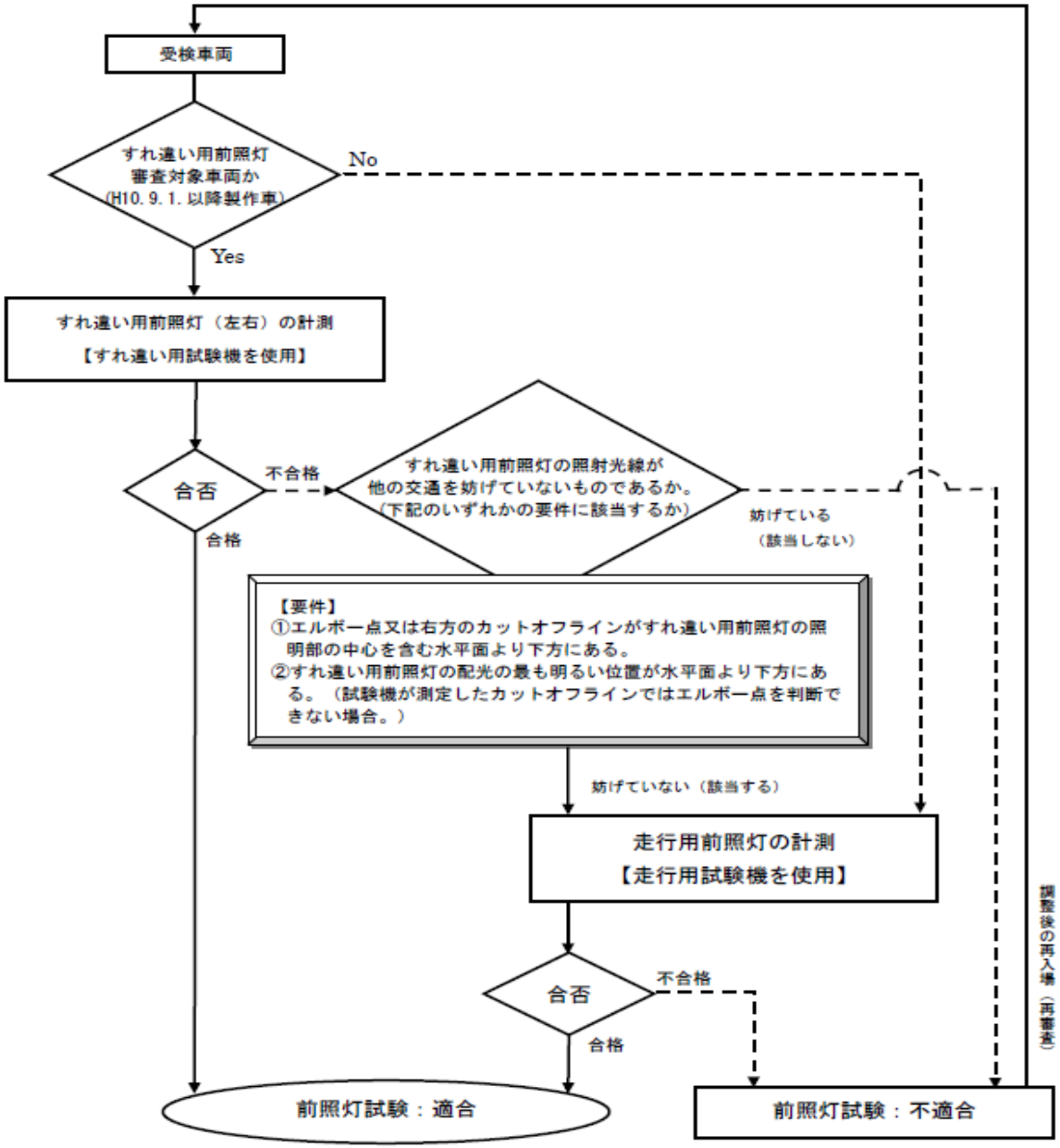

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology, Japan

二輪自動車等のすれ違い用前照灯審査の設備・体制整備が整うまでの間の措置フロー

前照灯審査の別（走行用・すれ違い用）
（令和2年10月1日（UN R98・112・113適合車は平成27年6月1日）以降に製作された自動車）

↓

走行用前照灯による場合

↓

【走行用前照灯試験機を使用】
走行用前照灯を点灯させ計測を実施

↓

現行の走行用の基準にて合否を判定
※審査事務規程9-8 走行用前照灯の明るさ及び照射方向（前照灯試験機）

合格 → 適合

不合格 → 不適合

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology, Japan

二輪自動車等のすれ違い用前照灯審査の設備・体制整備が整うまでの間の措置フロー

前照灯審査の別（走行用・すれ違い用）
（令和2年10月1日（UN R98・112・113適合車は平成27年6月1日）以降に製作された自動車）

すれ違い用前照灯による場合 ※必ず検査官に申し出てください

【走行用前照灯試験機を使用】
すれ違い用前照灯を点灯させ計測を実施

計測により表示された、カットオフライン（水平部分）の位置が当該自動車に備える前照灯の照明部中心面の水平面以下である。

Yes

計測により表示されたすれ違い用前照灯の最高光度点の光度が5,000cd以上である。

No

【走行用前照灯試験機を使用】
走行用前照灯を点灯させ計測を実施

計測により表示された、最高光度点の光度が15,000cd以上である。（※向きは問わない。）

Yes

適合

No

不適合

No

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology, Japan

二輪自動車等のすれ違い前照灯審査について

ロービーム照射による前照灯の審査の際は、 UN R98･112･113の基準に適合していることがわかるマーク※や諸元表などを確認させていただきますので、あらかじめ準備をお願いします。

なお、申告が無い場合にはハイビーム照射による審査を行います。

※：マークは「①文字のいずれかが含まれているか＋②矢印のいずれか」が必要です。

①文字「DCR」「DC」「CR」「HCR」「C」「HC」
「CR-BS」「WCR-CS」「WCR-DS」「WCR-ES」
「C-AS」「C-BS」「WC-CS」「WC-DS」「WC-ES」

②矢印 ←→ 「左右両方向」
→ 「ヘッドライトに向かって右方向」

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology, Japan

審査事務規程　第33次改正

令和2年12月15日プレスリリース

1．道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴う改正

〇昼間走行灯に係る基準の改正

昼間走行灯を備付け可能な車両に二輪自動車を追加

➢ 二輪自動車に備える昼間走行灯の基準（抜粋）

- 照明部の大きさは、25cm^{2}以上200cm^{2}以下
- 灯光の色は、白色
- 光度は、1440cd以下（書面等による審査）
- 原動機が作動している場合に常に走行用前照灯、すれ違い用前照灯及び昼間走行灯のいずれかが点灯し、夜間に昼間走行灯が自動的にすれ違い用前照灯に切り替わる構造であること。ただし、光度が700cd以下の場合は手動で切り替える構造でもよい。（書面等による審査）

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology, Japan

審査事務規程　第33次改正

令和2年12月15日プレスリリース

○車幅灯及び側方反射器に係る基準の改正

令和5年9月1日以降に製作される二輪自動車に義務付け

➢ 二輪自動車に備える車幅灯の基準（抜粋）
- 照明部の大きさは、15cm^{2}以上
- 灯光の色は、白色又は燈色
- 個数は、2個（白色の場合は1個でも良い）
- 照明部の上縁の高さは1200mm以下、下縁の高さは350mm以上

➢ 二輪自動車に備える側方反射器の基準（抜粋）
- 反射部の大きさは、10cm^{2}以上
- 反射光の色は、燈色（赤色でも良い）
- 反射部の上縁の高さは900mm以下、下縁の高さは300mm以上
- 反射光の色が赤色の場合は、後方に照射しないこと

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology, Japan

審査事務規程　第33次改正

令和2年12月15日プレスリリース

○近接排気騒音の測定方法の明確化（相対値規制適用車）

① 排気管の開口部が複数ある二輪自動車及び側車付二輪自動車
- 排気管の基準点の間隔が0.3mを超える場合
  ⇒それぞれの排気管の開口部に対してマイクロホンを設置
- 排気管の基準点の間隔が0.3m以下の場合
  ⇒最も後方、外側、上方の排気管の開口部に対してマイクロホンを設置

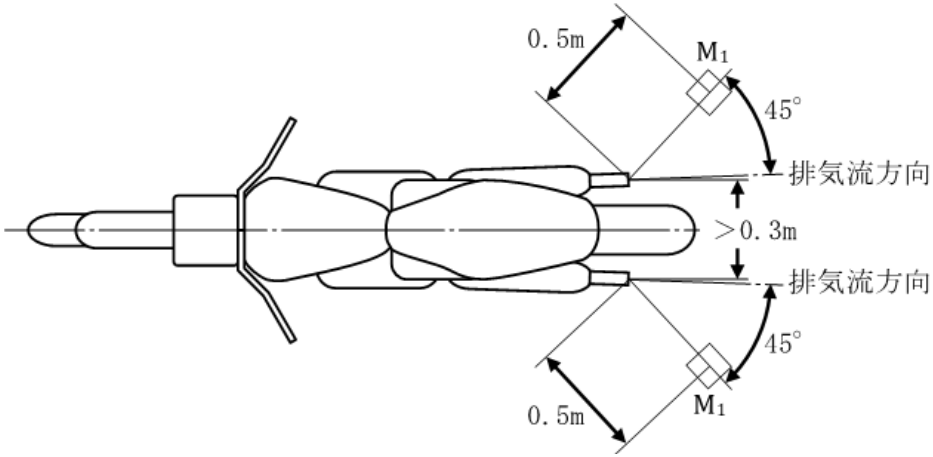

M_1　：　排気流の方向を含む鉛直面と外側後方 45±10° に交わる排気管の開口部の中心を含む鉛直面上で排気管の開口部の中心から 0.5±0.025m 離れた位置

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology, Japan

審査事務規程　第33次改正

令和2年12月15日プレスリリース

○近接排気騒音の測定方法の明確化（相対値規制適用車）

② ①以外の自動車であって、排気管の開口部が複数ある場合
- 排気管の基準点の間隔が0.3mを超える場合、それぞれの消音器について排気管を有する場合
  ⇒それぞれの排気管の開口部を対象としてマイクロホンを設置
- 排気管の基準点の間隔が0.3m以下の場合
  ⇒最も後方、外側、上方の排気管の開口部を対象としてマイクロホンを設置

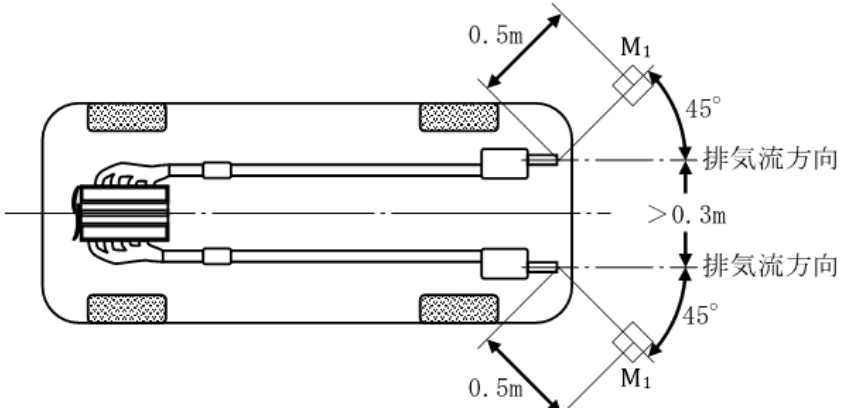

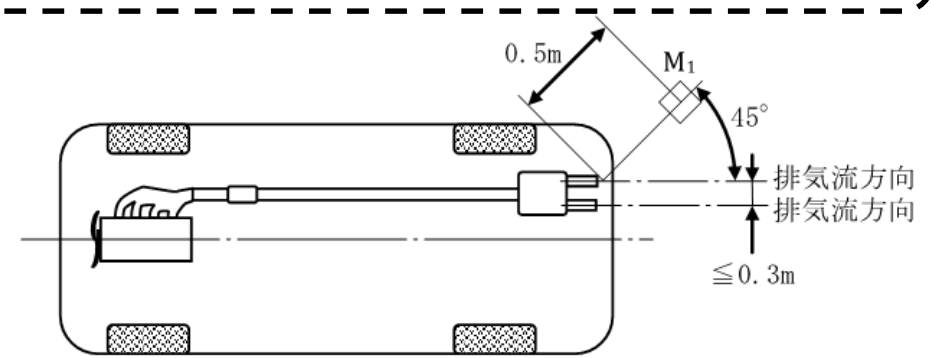

M_1　：　排気流の方向を含む鉛直面と外側後方 45±10° に交わる排気管の開口部の中心を含む鉛直面上で排気管の開口部の中心から 0.5±0.025m 離れた位置

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology, Japan

審査事務規程　第33次改正

令和2年12月15日プレスリリース

○近接排気騒音の測定方法の明確化（相対値規制適用車）

過回転防止装置の作動により原動機の回転数が下表の回転数に達しないものについては、過回転防止装置が作動する回転数の95%の回転数±100min^{-1}{rpm}を使用する。

ただし、アイドリング時にペダル操作で任意の回転数に調整できない場合は、過回転防止装置が作動する回転数を使用する。

区分	原動機回転数
①　原動機の最高出力時の回転数が毎分 7500 回転以上の自動車	最高出力時の回転数の50%の回転数
②　二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、原動機の最高出力時の回転数が毎分 5000 回転を超えるもの	
③　二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車であって、原動機の最高出力時の回転数が毎分 5000 回転を超え 7500 回転未満のもの	3750 回転
④　①から③以外の自動車	最高出力時の回転数の75%の回転数

過回転防止装置：

無負荷運転状態において原動機の回転数を抑制する装置（エンジンコントロールユニットに組み込まれたものであって当該装置を容易に解除することができないものに限る。）をいう。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology, Japan

審査事務規程　第33次改正

2. 新規検査等における事前提出書面審査対象の一部拡大

令和3年4月1日より、指定自動車等の新車新規検査における事前提出書面審査対象となる技術基準に以下を追加。

- 別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」
- 別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」

灯火器を追加、変更、灯火まわりの構造を変更した場合、

多仕様自動車　→　事前提出書面審査の対象

多仕様自動車以外　→　審査当日に別添52（別添53）の適合確認書等の提出が必要

多仕様自動車：

道路運送車両法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部を有する自動車であり、半完成車（いわゆるキャブ付きシャシの状態）で指定を受けているため、一部の灯火器等の取付位置等は認証審査において確認されていない。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology, Japan

（1）多仕様自動車の新規検査までの流れ

多仕様自動車（自動車メーカ）

多仕様自動車(未完成車)

・荷台以外の関連装置(多仕様自動車の範囲(別記様式))を装備した状態で認証審査
・品質管理の要求あり
・「出荷検査証」を発行可能

多仕様自動車(未完成車)状態を確認(出荷検査)

別記様式

荷台及び代表的な付属装置の架装（車工会架装メーカ等）

・ユーザの要望に応じて製作される荷台及び関連装置を車両に装備

付属装置等追加架装メーカ

ディーラ等（新規検査等届出者）

完成車状態を確認(出荷検査)

出荷検査証

※1　多仕様自動車型式の認証審査において確認済の装置等については検査では重複確認しない。

事前提出書面審査：新規検査等届出者が完成車を新規検査等に持ち込む前に、多仕様自動車の認証審査で未確認(※1)の構造、装置及び多仕様自動車から追加、変更している構造、装置の技術基準適合性等を証明

新規検査・予備検査

右に掲げる要件をひとつでも満足しない場合

完成車

【保安検査コース審査】

【計測検査コース審査】

同一性確認

【提出書面による審査】

完成車

次に掲げる全ての要件を満足すること
①出荷検査証有り(発行後11月を経過しないもの)
②かじ取り装置、制動装置、騒音、排出ガス、前照灯、警音器の音圧、速度計が認証審査で確認済であり、それらの装置に変更がないこと
③前照灯の明るさ及び主光軸の向きを測定済のこと

【計測検査コース審査】

自動車検査証・自動車予備検査証交付

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology, Japan

(2)指定自動車等の別添52技術基準に係る審査フロー

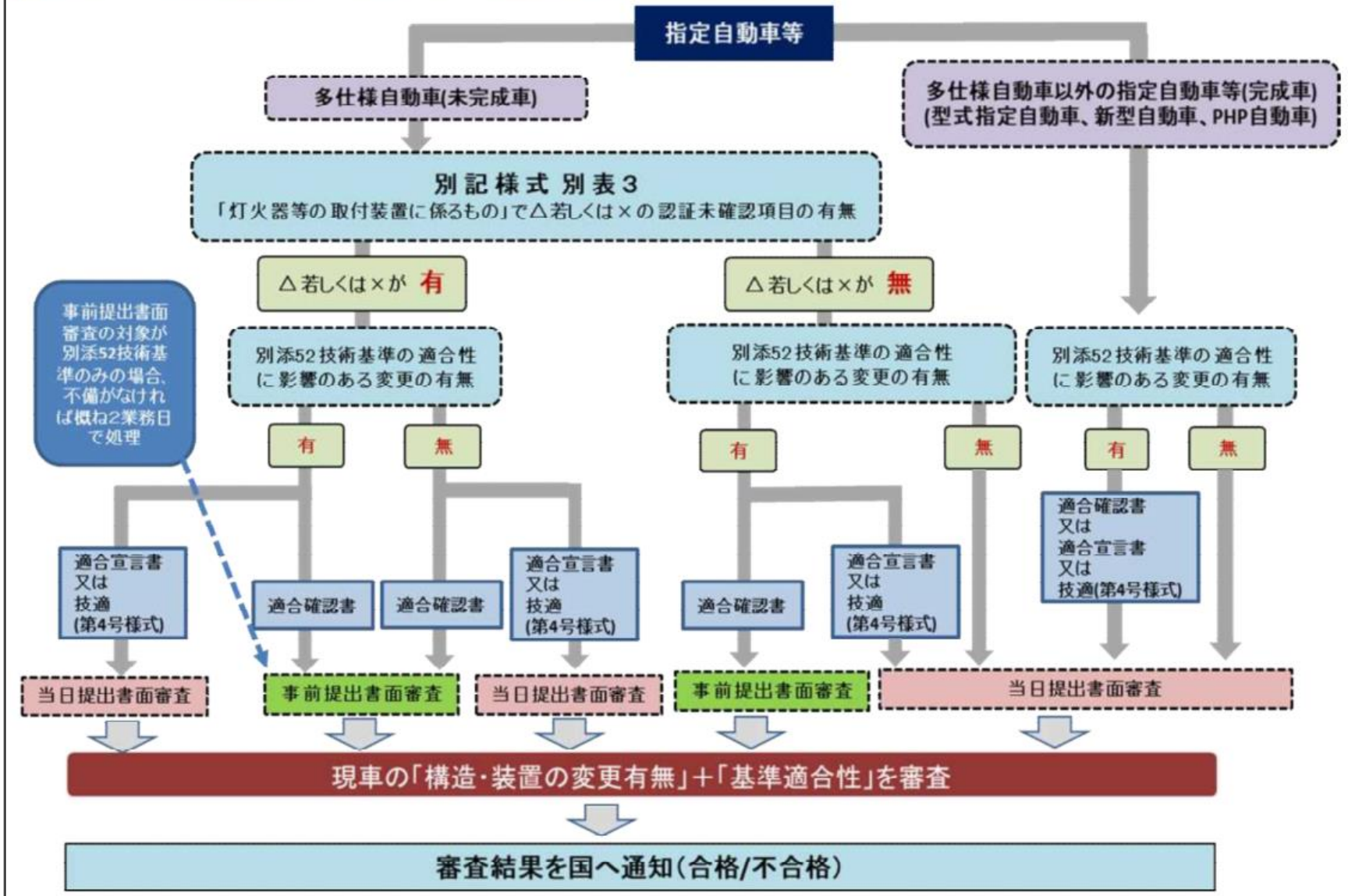

 Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology, Japan

新規検査等届出書の届出様式が変更になりました

新規検査等届出書について、令和3年4月以降に届出されるものから次の点が変更になりました。

① 新規検査等届出書第1号様式（その1）「その他」欄に「騒音防止装置に係る過回転防止装置の有無」を追加。

② 新規検査等届出書第1号様式（その2）備考欄に「最大安定傾斜角度の書面有無」、「第6-1号様式又は第6-2号様式添付有無」を追加。

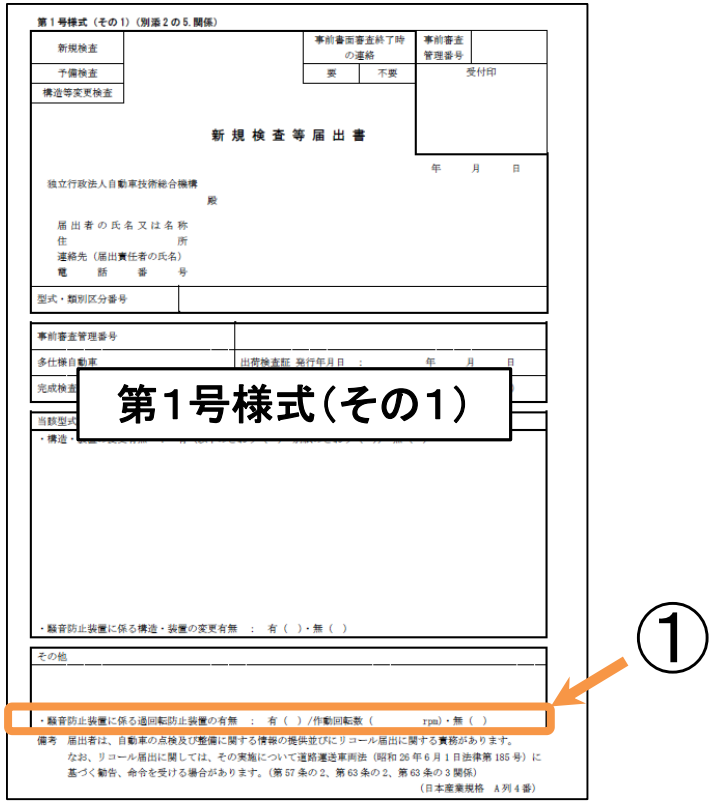

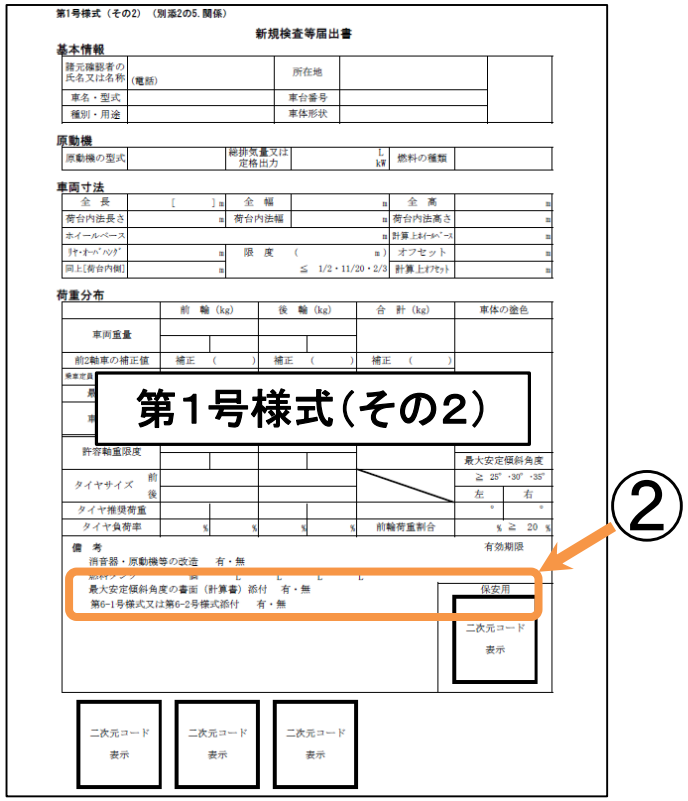

 Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology, Japan

審査事務規程　第34次改正

（1）自動車の検査等関係

◆　押印等の廃止に伴う見直し等

〇政府の規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）

原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。

以下において規定している届出書の**押印又は署名を廃止**

- 新規検査等提出書面審査要領
- 並行輸入自動車審査要領
- 改造自動車審査要領

（技術基準適合証明書、公的試験機関の試験成績書は除く）

（2）自動車の型式の指定等関係

◆　試験規程の新規追加及び一部改正

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology, Japan

審査事務規程　第35次改正

令和3年3月29日プレスリリース

（1）自動車の検査等関係

①　道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴う改正

〇自動車の幅

⇒側方衝突警報装置、周辺監視装置を幅に含めない
周辺監視装置：自動車の周囲の状況の検知又は監視を行い、運転者に対し当該状況に係る情報の提供又は当該自動車の制御を行う装置

〇オフセット前面衝突時の乗員保護に係る基準

⇒乗車定員9人以下で車両総重量2.5t～3.5tの乗用自動車にも適用
【適用時期】　新型車：令和5年9月1日～　継続生産車：令和11年9月1日～

〇側面衝突時の乗員保護

⇒座面の高さにかかわらず適用
【適用時期】　新型車：令和4年7月5日～　継続生産車：令和6年7月5日～

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology, Japan

審査事務規程　第35次改正

○フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る基準

⇒車両総重量2.8t～3.5tの貨物自動車にも適用
【適用時期】　新型車：令和9年9月1日～　継続生産車：令和11年9月1日～

○後面衝突時の燃料漏れ防止等装置に係る基準（UN R153）

⇒乗車定員10人以下の乗用自動車、車両総重量3.5t以下の貨物自動車に適用
【適用時期】　新型車：令和4年9月1日～　継続生産車：令和6年9月1日～

○サイバーセキュリティシステム、プログラム等改変システム

⇒自動運行装置を備える自動車以外にも適用
【適用時期】
電気通信回線を使用してプログラムを改変する機能を有する自動車
新型車：令和4年7月1日～　継続生産車：令和6年7月1日～
電気通信回線を使用してプログラムを改変する機能を有しない自動車
新型車：令和6年1月1日～　継続生産車：令和8年5月1日～

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology, Japan

審査事務規程　第35次改正

② 審査事務規程に第9章「テスタ等による機能維持確認」を新設

⇒第7章及び第8章に装置毎に規定されていたテスタによる審査の基準を第9章に集約

③ 並行輸入自動車の事前審査書面等について明確化

〇技術基準等宣言書により適合性証明範囲の明確化

- 技術基準の適合性を判断するための書面はどれか？
  検査官の判断に委ねられていた ⇒ 届出者の意思表示（宣言書）

〇WVTAラベル等の審査の厳格化

- FMVSSラベルの偽造事案が複数発生⇒真正性確認方法を強化
- 偽造が判明した場合は警察へ通報するなど、厳正に対処

WVTAラベル等：WVTAラベル（プレート）、FMVSS（CMVSS）ラベル

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology, Japan

審査事務規程　第35次改正

○技術基準等の適合性を証する書面の統一化

➢「指定自動車等の構造・装置と同一構造・同一位置」であることを示す資料は、自動車製作者等から入手した書面であることを明確化（この場合は、正規ディーラーから入手した資料でも可）

○「指定自動車等と関連」と判断するための資料の明確化

並行輸入自動車に「型式」を付与する条件（二輪自動車等以外）
従前：「種別」、「用途」、「車体の外形」、「車枠」、「軸距」が指定自動車等と一致
改正後：従前の取扱い＋自動車製作者等による資料

自動車製作者等：
　自動車を製作することを業とする者又はその者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を本邦に輸入することを業とするもの。いわゆるメーカー、正規インポーター。

（2）自動車の型式の指定等関係
　○試験規程の新規追加及び一部改正　など

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology, Japan

審査事務規程の全文は
当法人ホームページに掲載しています。

http://www.naltec.go.jp/

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology, Japan

並行輸入自動車届出書の届出様式が変更になりました

審査事務規程第35次改正に伴い、並行輸入自動車届出について、令和3年7月以降に届出されるものから次の点が変更になりました。

①並行輸入自動車届出書第1号様式（その2）、第2～6号様式
- 乗用、貨物、二輪など5つに分かれていた様式を第2号様式として統合

②技術基準等宣言書（第6号様式）を追加
- 技術基準への適合性を証する書面について届出者が意思表示

③座席ベルト非装着時警報装置構造確認書（第8号様式）を追加
- 保安基準適用年月日が令和2年9月1日以降の乗用自動車及び貨物自動車に適用

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology, Japan

自動車検査の法定手数料変更のお知らせ

令和３年１０月１日より

概要

- 令和３年10月１日より、自動車の検査の際に支払う法定手数料として、（独）自動車技術総合機構の技術情報管理手数料が追加（１台あたり一律400円）されます。
- 技術情報管理手数料の納付は、既存の手数料と併せて行うこととなります。

何のための手数料ですか？

- 近年急速に普及しはじめている、衝突被害軽減ブレーキ等の電子制御がなされている先進安全装置について、従来の点検や検査では検知できない故障による事故が発生しています。
- このため、点検や検査（車検）のタイミングで、車載式故障診断装置（OBD）を活用して電子的に故障診断をするように、制度が変わります。
- 手数料は、この制度の実施に必要となる、自動車メーカーが提供する故障診断に必要な情報管理、全国の検査場（車検場）や整備工場が利用する情報システムを運用していくための費用として納付いただくものです。

電子制御装置の故障事例

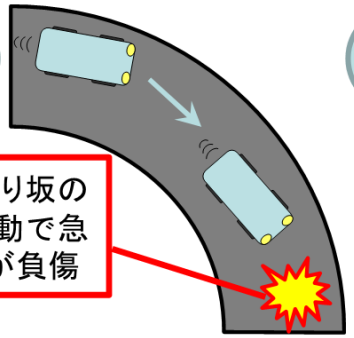

乗合自動車（バス）が上り坂の右カーブを走行中、自動で急ブレーキが作動し乗客が負傷

電子的な点検・検査のイメージ

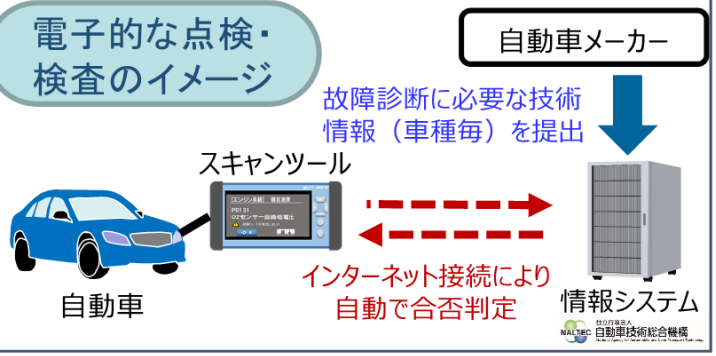

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology, Japan

事故防止

検査場内における受検者の運転操作ミスによる事故が多発しています。

検査コース内での運転操作は、落ち着いて確実に行ってください。

◆運転操作ミスによる玉突き事故の例（令和2年7月発生）

ブレーキ検査を実施していた車両がブレーキとアクセルを踏み間違え、前方でヘッドライト検査を行っていた車両に激しく追突し、押し出された車両がヘッドライト・テスタを破損させた。

【ヘッドライト・テスタの損傷】

- ✓修理費　：　約1,000万円
- ✓修理期間：　約3ヶ月以上
- ✓その他　車両修理代（2台分）

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology, Japan

事故防止

◆令和元年度の事故件数（原因別）

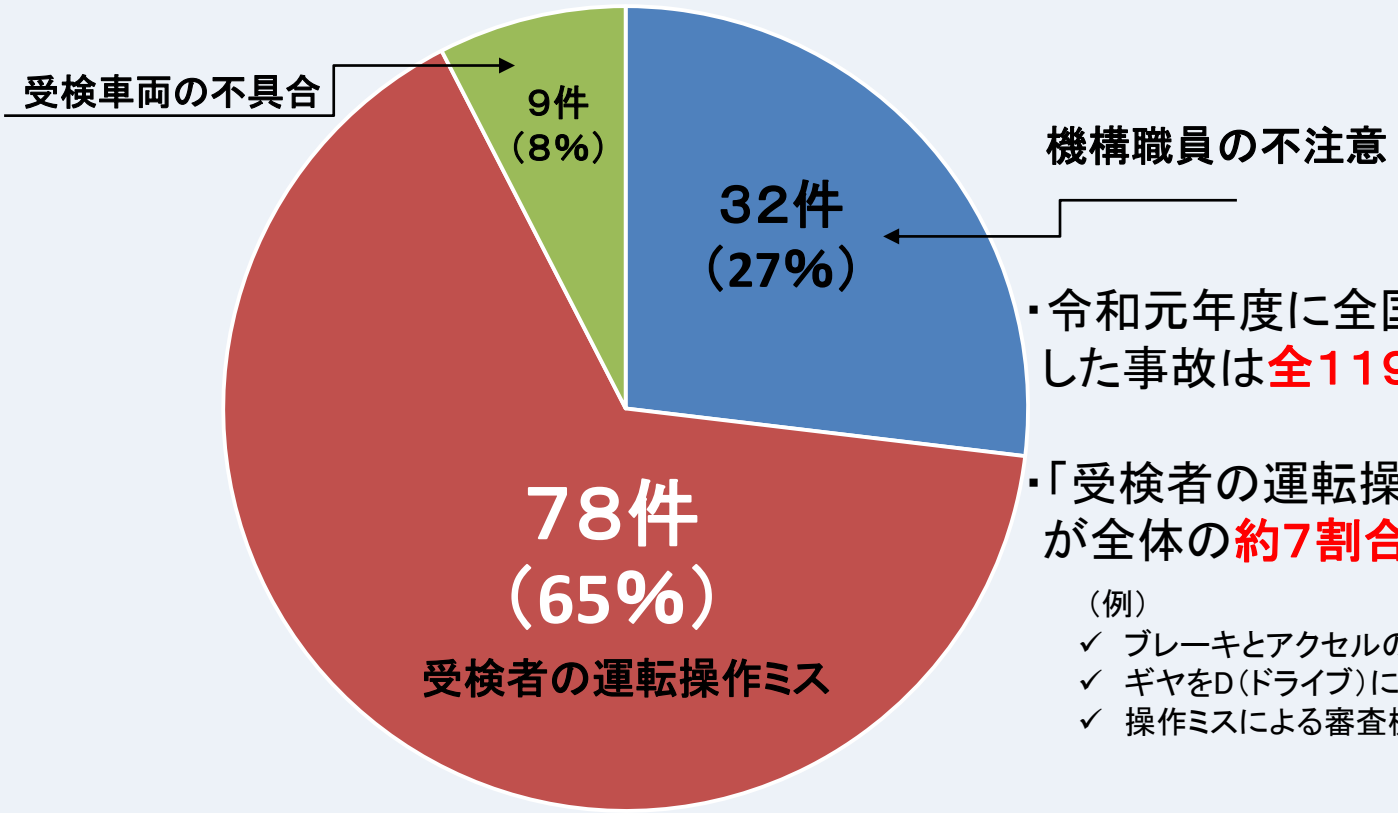

・令和元年度に全国で検査中に発生した事故は**全119件**であった。

・「受検者の運転操作ミス」による事故が全体の**約7割合**となっています。

（例）
- ✓ ブレーキとアクセルの踏み間違え
- ✓ ギヤをD（ドライブ）に入れたままの降車
- ✓ 操作ミスによる審査機器との衝突

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology, Japan

事故防止

死亡事故が発生しました

～概要～

令和2年8月、近畿検査部管内の自動車検査登録事務所の敷地内において、受検車両（大型ダンプ）の運転者が、ダンプ荷台とフレームの間に挟まり死亡した。

～中部検査部管内での事例～

平成24年11月、検査コース入口において、再検査のため再入場待ちの大型トラックの運転者が、同行した受検補助者が当該大型トラックの底部に潜って点検等の作業中であったことに気付かずに当該トラックを前進させ、同受検補助者が前輪で轢かれ、死亡した。

敷地内での整備は絶対に行わないでください！！

審査事務規程4-1　敷地等における秩序維持等

（1）⑨　敷地等において、自動車の整備等をしないこと。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology, Japan

事故防止

クレーンの格納忘れ

車載車の荷台下げ忘れ

☞検査場に入場する際には

トラックのクレーンブームやバスの扉等の格納状態を確認！

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology, Japan

事故防止

キャビンストッパーの確実なロックをお願いいたします

原動機型式確認時に
キャビンが落下

職員が挟まれている

☞キャビンを上げる際には
必ずロックを確認！

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology, Japan

事故防止

- ✓ アクセルとブレーキの**踏み間違い**に注意！
- ✓ 降車時は**ギア位置**と**駐車ブレーキ**を確認！
- ✓ 排ガス検査時など、検査コース内で**他の車両の動線上に立たない**！
- ✓ 後退時は検査員の指示に従って、**車両後方をしっかり確認**！
- ✓ 待機時は**前方車両と距離を確保**！

「事故を起こさない」だけでなく、
「事故に巻き込まれない」意識を！

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology, Japan